

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和7年10月24日

丹波市議会

議長 谷水雄一 様

会 派 名 無所属の会

代表者氏名

又は議員名 小川庄策

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活 動 (調査) 期 間	令和7年10月13日から令和7年10月15日まで
活動 (調査) 先	東京都文京区千石 2-34-6 (株) 廣瀬行政研究所主催セミナー 開催場所 としま区民センター
参 加 議 員	奥村正行
活 動 (調査) 内 容 の 概 要	10月14日 10:00~16:30 講師 廣瀬和彦氏 ・事例で考える議会運営のポイント 1. 突然提出された動議の取り扱い 2. 不穏当発言かどうか判断のつかない発言の取り扱い 3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法 4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い 5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い 6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い 7. 会議時間の変更方法 8. 兼業禁止かどうかの判断



9. 質問・質疑の省略の是非
10. 事前審査かどうかの判断
11. 発言の訂正・撤回の判断基準
12. 審査予定表と休会の取り扱い
13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い
14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い
15. 発言取り消しの配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
16. 委員外議員の活用と留意点
17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い
18. 議事と議決の定足数の捉え方
19. 継続審査・調査の機関と手続き
20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
21. その他

10月15日 10:00～12:45

講師 廣瀬和彦氏

・議会におけるハラスメント

～市民に信頼される議会を作る～

議員が知るべきハラスメントの基礎知識

1. ハラスメントと主な類型（パワハラ・セクハラ・マタハラカスハラ）
2. 地方議会におけるハラスメントの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. 議員と有権者の間のハラスメント
6. ハラスメントの要件と判断基準
7. その他

※議員それぞれの報告書及び参考資料を添付

10月13～15日 政務活動

奥村正行

<所感>

事例で考える議会運営のポイント

21項目のうち、下記の動議・緊急動議の取り扱い、不穏当発言の判断と対応、外交問題や所管外にかかる質問の対応、副議長が委員会出席する場合の手続きについては、今の丹波市議会運営が見直す部分があるのではと感じた。

- ・緊急動議は法上又は会議規則上そのような規定はない。動議の内容によって緊急性の有無の判断し取り扱う。動議の提出権は原則議員によるが、秘密会の動議は議長又は議員3人以上による発議で全会一致が必要（地方自治法115条1項但書）
- ・議事の途中で提出された場合、議事を中断するのではなく、議事の区切りのいいところで提出要件を確認すればよい。
- ・動議が成立した後、直ちに議題としないからといって、動議は消滅しない。議長は動議が提出された会期中に議題とする義務を負う
- ・動議への修正はできない。審査後に修正案が必要。
- ・動議の説明、質疑、討論は可能である。
- ・不穏当発言とは、良識を有する者が発言しない発言で、不規則発

言とは、議長の許可に基づかない発言。

- ・不穏当発言にかかる規定 {地方自治法 132 条}

議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は私生活にわたる言論をしてはならない。{標準市議会規則 151 条}
} 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

- ・議員の発言が不穏当発言かどうか直ちに判断つきがたいものは、後刻発言を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告
→必ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取り消し留保宣告すれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取り消し命令を出すことが可能。(取消し発言の議事録はそのまま、公開の議事録については載せない)

議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とならないと解する (平成 30 年 4 月最高裁判決)

議長による発言取消命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。

- ・閉会中における継続審査中の委員会での不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取り消し申し出が必要。不穏当な言動に対する懲罰動議提出は、懲罰事犯の日から起算して 3 日以内に

本会議を招集することは現実的に困難であり事実上不可能。

- ・ 発言の取り消しが議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったことになる。しかし、発言取消の効果によって当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない。

- ・ 外交問題や所管外にかかる質問は、市の一般事務の範囲に限って行えるのであって、自治体の事務以外について関わりたいのであれば、地方自治法 99 条の意見書の提出等で行うべき

- ・ 会議録署名議員の欠席の取り扱い。欠席後の署名議員の人数が 2 名未満の場合、地方自治法 123 条の規定に反することとなるため、直ちに追加指名する必要がある。また会議録署名議員が議長に当選したときも同様。

- ・ 委員会へ議長の出席は公務であるが、副議長が委員会に自由に出席することができる法律上の権限はない。法的に出席する場合（公務災害等の対象）は委員外議員の手続きを行う必要あり。

議員が知るべきハラスメントの基礎知識について、

- ・ 特に議会・議員と職員との関係について受講した。その中で、議員と議会事務局職員への過度な調査依頼、オンブズマンとしての活

動をしている無所属議員 A が事務局長が議会事務局の職員として議員の調査依頼に円滑に応じる職務上の注意義務あるのにこれに違反したことを主張。その根拠として、議会事務局が議会の庶務的事務のほか議長や議員の職務を補助する組織であり、このうちの調査係は議員の職務を補助するためのものであることを主張。平成 28 年 12 月 8 日の、東京地裁判決に事例の説明で事務局長を含む事務局職員は議会の会議事務や行政事務といった議会に関する事務を職務としているものと解され、これに、個々の議員の調査などの議員活動を補助するといった職務が含まれるものとは解し難いし、事務局長や調査係の職員が個々の議員の調査などの議員活動を補助する職務を追っていることを裏付ける事情を見いだせない。したがって、事務局長、本件事務局の職員として、議員の調査依頼に円滑に応じる職務上の注意義務があると認めることはできない。

我が議会事務局において、たびたび市民がカスハラと思える要求をされていることを見かける。また、議員に関しての報告・連絡・相談シートの開示請求をしたところ、行政職員に倫理に反すると思われる行為をしている。毅然とした対応が必要とあらためて思った。